

2024年7月9日

愛知県春日井市長塚町二丁目10番地
株式会社カナオカプラケミカル
代表取締役 金岡良延

東京都文京区小石川一丁目1番1号
藤森工業株式会社
代表取締役 下田拓

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

フジモリプラケミカル株式会社(2024年7月1日を効力発生日として藤森工業株式会社を存続会社として吸収合併されました。以下、「分割会社」といいます。)及びFPC準備株式会社(2024年7月1日に株式会社カナオカプラケミカルに商号変更しました。以下、「承継会社」といいます。)は、分割会社と承継会社との間で締結した2024年4月11日付吸収分割契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、分割会社が、フジモリプラケミカル株式会社春日井工場の食品包装事業等及びこれに付帯する事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年7月1日

2. 分割会社における手続の経過

(1)本吸収分割をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本吸収分割をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求をした株主はいません。

(2)新株予約権買取請求の手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3)債権者の異議申述の手続の経過

分割会社は、2024年4月24日付の官報及び同日付の電子公告にて本吸収分割に対する異議申述に関する公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいません。

3. 承継会社における手続きの経過

(1)本吸収分割をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本吸収分割をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求をした株主はいません。

(2)債権者の異議申述の手続の経過

承継会社は、本吸収分割に対する異議申述に関し、2024年4月24日付の官報へ公告掲載し、かつ知れている債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、吸収分割契約に基づき、フジモリプラケミカル株式会社春日井工場の食品包装事業等及びこれに付帯する事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に関する変更の登記をした日

2024年7月1日

6. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上